

京丹後市コロナウイルス対策 『京丹後市事業継続支援特別給付金』の受付を開始します

令和2年7月10日
京丹後市商工観光部商工振興課
農林水産部農業振興課
農林整備課
海業水産課

新型コロナウイルス感染症の影響で経営が悪化した事業者の経営継続を支援するため、国の「持続化給付金」の対象外となる事業者を支援する「京丹後市事業継続支援特別給付金」の給付受付を開始します。

『京丹後市事業継続支援特別給付金の概要』

1 給付対象者

市内の中小法人等及び個人事業者等（フリーランスを含む） ※農林水産事業者も含まれます。

2 給付要件

令和2年1月～12月のいずれかの月で前年同月比30%以上50%未満の売上減少

3 給付額

中小法人等	個人事業者等
上限 20万円	上限 10万円

※給付額の算定方法

- ・前年の総売上 - (前年同月比30%以上50%未満の売上減少月の売上高 × 12月)
- ・国の持続化給付金との重複給付はできません

4 申請期間

令和2年7月13日(月)～令和3年1月15日(金)

5 申請方法、必要書類について

別添 募集要項のとおり

6 申請先・問合せ先

(1) 中小法人等及び個人事業者等

〒629-3101 京丹後市網野町網野 385-1(ら・ぽーと2階)

商工振興課 TEL: 0772-69-0440 FAX: 0772-72-2030 E-mail: shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

(2) 農林水産事業者

〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226(京丹後市役所大宮庁舎3階)

農業振興課 TEL: 0772-69-0410 FAX: 0772-64-5660 E-mail: nogyoshinko@city.kyotango.lg.jp

農林整備課 TEL: 0772-69-0430 FAX: 0772-64-5660 E-mail: norin@city.kyotango.lg.jp

海業水産課 TEL: 0772-69-0460 FAX: 0772-64-5660 E-mail: suisan@city.kyotango.lg.jp

京丹後市
事業継続支援特別給付金
【 募 集 要 項 】

【申請受付期間】

令和2年7月13日（月）～令和3年1月15日（金）

【申請書の提出及び問合せ先】

○農林水産業関係以外

京丹後市役所 商工観光部 商工振興課 〒629-3101 京丹後市網野町網野 385-1（ら・ぽーと2階）	
電話	0772-69-0440
FAX	0772-72-2030
E-mail	shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

○農林水産業関係

京丹後市役所 農林水産部 農業振興課、農林整備課、海業水産課 〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226（大宮庁舎3階）	
電話	農業振興課：0772-69-0410 農林整備課：0772-69-0430 海業水産課：0772-69-0460
FAX	0772-64-5660
E-mail	農業振興課：nogyoshinko@city.kyotango.lg.jp 農林整備課：norin@city.kyotango.lg.jp 海業水産課：suisan@city.kyotango.lg.jp

※ 国の持続化給付金との重複給付はできません。

※ 1事業者につき、市の給付金の申請は1回限りとします

【給付金の概要】

新型コロナウイルス感染症の拡大による売上げの急激な減少など、厳しい経営環境に置かれている市内事業者等に対し、給付金を支給することにより、事業の継続及び雇用の維持を支援するために給付金を交付するものです。

【交付対象者】

(1) 市内に事業所を有する中小法人等

※医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人も対象となります。

(2) 市内に住所かつ事業所を有する個人事業者等（フリーランスを含む）

※農林水産事業者も対象となります。

【交付対象要件等】

◆中小法人等の場合◆

〔対象要件〕

(1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。

ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

① 資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満であること。

② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（※2）の数が2,000人以下であること。

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業者は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

(2) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月～12月のいずれかの月で、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少している月（対象月）があること。

◆個人事業者等の場合◆

〔給付対象者〕

- (1) 2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月～12月のいずれかの月で、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少している月（対象月）があること。

◆主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合◆

〔給付対象者〕

- (1) 2019年以前から雇用契約によらない業務委託等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入（業務委託契約等収入）として計上されるものを主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月～12月のいずれかの月で、2019年月平均比で業務委託契約等収入が30%以上50%未満減少している月（対象月）があること。
- (3) 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではないこと。
- (4) 2019年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がない又は0円であること。

【不給付要件】

下記の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国が実施する持続化給付金（以下「国給付金」という。）の支給を受けた者又は対象となる者
- (2) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織若しくは団体
- (6) (1)から(5)に掲げる者の他、本給付金の目的に照らして適当でないと市長が判断する者

【給付金額】

中小法人等	個人事業者等
上限20万円	上限10万円

【給付金額の算定方法】

〔中小法人等及び個人事業者等の場合〕

前年の総売上 - 前年同月比30%以上50%未満の売上減少月の売上高×12

〔主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合〕

前年の総売上 - 前年の月平均比30%以上50%未満の売上減少月の売上高×12

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨て

【申請手続】

●提出物

〔中小法人等の場合〕

- (1) 給付金支給申請書
- (2) 2019年度分確定申告書別表一の控え（1枚）の写し
・ 収受印（e-Taxの場合は受信通知）が必要
- (3) 法人事業概況説明書の控え（両面）の写し
- (4) 売上減少となった月（対象月）の売上台帳等の写し
- (5) 申請者名義の口座通帳の写し

〔個人事業者等の場合〕

- (1) 給付金支給申請書
- (2) 2019年分確定申告書別表一の控え（1枚）の写し
・ 収受印（e-Taxの場合は受信通知）が必要
- (3) 所得税青色申告決算書の控えの写し（青色申告の場合のみ）
- (4) 売上減少となった月（対象月）の売上台帳等の写し
- (5) 申請者名義の口座通帳の写し
- (6) 身分証明書の写し

- 運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書など。
- 上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の組合せで代替できる。

〔主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合〕

(1) 給付金支給申請書

(2) 2019年分確定申告書別表一の控え（1枚）の写し

- 收受印（e-Taxの場合は受信通知）が必要。

(3) 売上減少となった月（対象月）の売上台帳等の写し

(4) 申請者名義の国民健康保険証（表面）の写し

(5) 申請者名義の口座通帳の写し

(6) 身分証明書の写し

- 運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書など。
- 上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の組合せで代替できる。

(7) 業務委託契約書等収入があることを示す書類

① 業務委託契約書等（全ページ）又は京丹後市事業継続支援特別給付金業務委託契約等申立書のいずれか

② 支払調書・源泉徴収票・支払明細書のいずれか

③ 業務委託契約等に基づく報酬が支払われたことがわかる通帳のページ

※①～③の中からいずれか2つを提出することとし、どの組み合わせで提出する場合も、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限る。
また、②の源泉徴収票の場合は①と組み合わせで提出するものとする。

※その他必要に応じて、参考となる資料の提出及び説明を求められることがあります。

※市の事業継続支援特別給付金の交付を受けた後、国の持続化給付金の要件を満たし、交付を受けた場合は、市の給付金を返還していただきます。

【交付対象要件等の特例】

下記に該当する場合は、特例により給付金を交付することができますので、市ホームページで確認いただくか、個別にご相談ください。

〔中小法人等の場合〕

- 2019年1月から12月の間に設立した法人である場合
- 月あたりの事業収入の変動が大きい場合
- 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合
- 連結納税を行っている場合
- 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合
- 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者等から法人化した場合
- 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合
- 2020年1月から3月の間に設立した法人である場合（2019年1月から12月の間に法人を設立し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合を含む）

〔個人事業者等の場合〕

- 2019年1月から12月の間に開業した場合
- 月あたりの事業収入の変動が大きい場合
- 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合
- 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合
- 2020年1月から3月の間に開業した場合（2019年1月から12月の間に開業し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合を含む）

〔主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合〕

- 2019年1月から12月の間に開業した場合
- 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合

以上

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住 所

氏 名

代表者名

⑨

連 絡 先

京丹後市事業継続支援特別給付金支給申請書

京丹後市事業継続支援特別給付金申請書について、同給付金支給要綱第4条の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 申請者情報

(1) 事業形態 中小法人等 個人事業者等 (業種:)

(2) 法人番号 () ※法人のみ(13桁)

(3) 事業開始日 年 月 日

2 申請額等

(1) 対象月売上高 (円)

(2) 前年(1)同月売上高 (円)

(3) 減少率 $(1-(1)/(2)) \times 100$ (%)

(4) $(2) \times 12$ (円) $- (1) \times 12$ (円) = (円)

(5) 申請金額 (円)

※【上限額】中小法人等は20万円、個人事業者等は10万円

【裏面に続く】

3 振込先

金融機関			本店・支店・支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

4 宣誓・同意事項（□にチェック✓を記入してください。）

<p>●共通</p> <p><input type="checkbox"/> 支給対象者の要件をすべて満たしていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 記載事項および関係書類に虚偽のないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。</p> <p><input type="checkbox"/> 不正受給が判明した場合には、市給付金の返還等を行うこと</p> <p><input type="checkbox"/> 国給付金の支給を受けた者又は対象となる者でないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 京丹後市暴力団排除条例(平成24年京丹後市条例第39号)第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 国給付金の不給付要件に該当する者でないこと。</p> <p>●該当者のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 給付額の算定に当たって用いる業務委託契約等収入の金額について、個人事業者等としての事業活動以外からの収入が含まれていないこと。（事業活動以外からの収入の例：独立前の被雇用者としての給与収入、役員報酬、暗号資産（仮想通貨）の売買収入等）</p>
--